

消費者市民社会の実現に向けて

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会
会長

河上 正二



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、「はれのひ振袖」事件に始まった1年でしたが、ジャパンライフ問題においては未だに多くの消費者が係争中です。消費者行政では、成年年齢を18歳に引下げる改正民法が6月に成立、2022年4月に施行されます。消費者契約法の一部の法律改正では、消費者の利益の擁護も図られましたが、残された付帯決議の内容を今後早急に具体化する必要があります。消費者庁および消費者委員会の設置から10年を迎える年に当たって、消費者団体としても気を引き締めて、問題に取り組まねばなりません。

また、自然災害の多発など地球温暖化が進み、海ごみプラスチック問題などが注目されるなか、持続可能な社会を築くための世界を変える17の目標、SDGsが市民権を得た年でもあります。

NACSは昨年設立30周年を迎えました。今後も、引き続き「消費者トラブルの解決」「消費者教育」「行政・企業・消費者団体等との連携」を3本柱に据え、「持続可能な消費生活の創造」の実現のため消費者の利益に資する活動を展開してまいります。この10年間で消費者法制の基本的骨格ができた今、我々消費者団体が担うべき役割はさらに重要となるように思われます。

NACSでは、創立以来毎年開催してきまし

た「なんでも110番」に加え、「ウィークエンドテレホン」「消費者ADR」での被害解決の経験を社会的提言や消費者教育に活かし、消費者目線で消費者の皆さまに寄り添いつつ、その利益擁護と支援を図るため、消費生活相談員の活動を活性化させる所存です。

2019年は、消費税増税、改正消費者契約法、働き方改革法の施行に加え、SDGsで重視されている食品ロスの削減法の設立など、私達の暮らしが大きく変わる1年となりそうです。NACSは、安全・安心な社会、持続可能な社会の実現に最善を尽くし、社会経験の乏しい若年成人の消費者被害防止に向けた対策に注力して、特に消費者教育に関して若年層から高齢者まで幅広い教育にかかわることのできるリーダーの養成にも力を注いでいかねばならないと考えています。また、情報社会の進展によりネットでの複雑な消費者被害が増加するなか、こうしたIT関連の消費者問題に対応していくために、組織的活動を活性化していきたいと思っております。これまでの3本柱となった理念を踏襲しつつ、それぞれの活動が有機的に連携し、活動の質を高め、消費者市民社会の実現に向けて貢献できることを祈っています。今後とも、NACSの活動に一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。